

## 「当銘・小城の共有龕及び付属葬具一式」が 県の指定有形民俗文化財に指定



また、両字は来年が13年忌と25年忌の中間の年にあたることや、指定の記念として特別に豊年祭を計画しているそうです。

龕とは葬儀時の棺  
人が亡くなり、葬儀の時に棺を墓まで運ぶ屋形の輿(こし)のことで、普段は龕屋(ガンヤ)と呼ばれる場所に収められています。また、「付属道具一式」とはティンゲ(天蓋)、ウマガア(台座)、かつぎ棒、道具箱を指します。地元では琉球王府よりグヘーロー(御拝領)されたものと伝えられているもので、龕の屋根裏には制昨年と推定される「道光拾三年(1833年)の年号や、修理年月日や供物等の種類などが墨書されています。

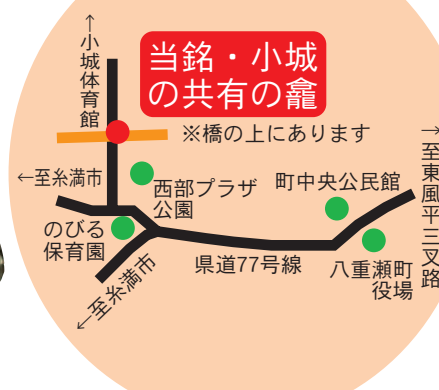
当銘・小城の共有龕

当銘・小城の共有龕は、「沖縄の葬制及びそれにかかわる民俗行事を理解する上で貴重であり、有形民俗文化財として指定し、保存継承を図る必要があるもの」として指定されました。



当銘・小城の共有龕

写真右から金城清茂(当銘区長)さんと  
神谷秀明(小城區長)さん



1主屋 2主屋内部 3アサギ 4ヒンブン 5井戸 6石垣

## 屋宜家住宅主屋他が 国の登録有形文化財に

屋宜家住宅主屋及びアサギ、ヒンブン、井戸、石垣は昭和27〜30頃にかけて建築されたもので、国の登録有形文化財の登録基準である「原則として建築後50年を経過し、(1)国土の歴史的景観に寄与しているもの。(2)造形の規範となっているもの。(3)再現することが容易でないもの」といった基準を満たすものとして登録されました。従来の指定文化財よりも、所有者が登録後も活用しやすいよ

平成21年11月2日に八重瀬町字大頓にある古民家が国の登録有形文化財に登録されました。登録されたのは主屋、アサギ、井戸、ヒンブン、石垣の計5件で沖縄県内では70件目、八重瀬町では始めてです!

う、緩やかな制度になっています。屋敷の所有者である屋宜利夫さんは「屋敷が登録されたことはとても嬉しいが、立派に残していくという責任もある。これからも皆さんに親しんでもらえるよう、しっかりと管理していきたい」と気持ち新たに。現在は「そば・茶処 家庭料理 やぎや」として地域内外から訪れる皆さんにゆったりと流れる沖縄の原風景を感じさせる場を提供しています。



所有者の屋宜利夫さん

昨年11月、町内大頓にある屋宜家の住宅が、国の登録有形民俗文化財に登録され、12月には当銘・小城の共有龕が沖縄県の指定有形民俗文化財に続いて指定されました。民俗文化財は、人々が日常生活の中で創造し、継承してきた国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものです。今回、登録・指定されたことで、わたしたちの未来へ伝える重要な文化財として注目を集めています。